



人材確保等支援助成金 (人事評価改善等助成コース)

人事評価制度と賃金制度の整備を通じて生産性の向上と賃金アップに取り組む事業主に対して助成されます。

受給できる事業主 ※下記以外にも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります。

次のいずれにも該当する雇用保険の適用事業所の事業主

1. 次の①から③の制度整備を行い、実施すること
 - ①「人事評価制度等整備計画」を作成し、都道府県労働局長の認定を受けること
 - ②①の整備計画に基づき、人事評価制度と賃金アップを含む賃金制度を整備すること
※労働協約または就業規則に定めていることが必要です。
 - ③人事評価制度と賃金アップを含む賃金制度を全ての正規労働者に実施すること
2. 上記1に加えて、次の①から③の目的を達成すること
 - ①「人事評価制度等整備計画」認定申請日の属する会計年度の前年度と3年後の会計年度と比べて生産性の伸びが6%以上であること
 - ②人事評価制度等の「実施日の属する月の前月」と「『実施日の属する月』の1年後の同月」の「毎月決まって支払われる賃金」の対象労働者の合計額を比較した時に、2%以上増加していること
また、2%以上増加する見込みの「毎月決まって支払われる賃金」の額が「『実施日の属する月』の1年後の同月」においても引き下がらない見込みであること
 - ③評価時離職率を、計画時離職率より
下表に記載する離職率ポイント以上、低下させること

対象事業所における雇用保険一般被保険者の人数規模区分	1～300人	301人以上
低下させる離職率ポイント（目標値）	現状維持	1%ポイント

3. 評価時離職率が30%以下となっていること

受給内容

目標達成助成：80万円

取り扱い機関

都道府県労働局、公共職業安定所